

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成26年度 第5回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)	こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課 (内線3442)		
開催日時	平成27年1月5日(月) 18時00分～19時45分		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	梅野 高明 委員 黒田 美智 委員 篠木 満子 委員 高島 進子 委員 中谷 文恵 委員 西尾 亜希子 委員 真鍋 由美子 委員 山田 学 委員 和田 聡子 委員 (五十音順)	
	その他		
	事務局	こども家庭部長 中塚 一司 こども家庭室長 山元 昇 こども・若者政策課長 井口 俊也 同主査 鳥越 永都子 同主事 中村 陵 子育て・家庭支援課長 佐藤 陽子 (指定管理者) 男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 藤森 啓子	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由			
会議次第	議題1 川西市男女共同参画条例(仮称)について 議題2 その他 ・次回審議会の日程調整について		
会議結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

【事務局】 それでは定刻となりましたので平成26年度第5回川西市男女共同参画審議会を開催させていただきます。本日は年明け早々の、何かとご多忙なところをお集まりいただきましてありがとうございます。なお、本日2名の委員からご欠席の連絡をいただいております。

それでは最初に、資料のご確認をお願い致します。

(資料確認)

【事務局】 続きまして、本審議会の録音について、会議録の作成を迅速かつ正確に行う為に、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをあらかじめご了承ください。

最初に事務局の方から、今後の条例制定に向けた審議会の進め方についてご説明をさせていただきますと思います。皆さま既にご承知のとおりでございますが、男女共同参画審議会における条例案要綱のご審議につきましては、昨年度に2回、平成25年11月と26年の2月にそれぞれ開催させていただき、議会におけます請願の採択を受けて、その経過でありますとか、市としての基本的な考え方、スケジュールについて、前文についてご審議をいただいたところでございます。今年度に入りましてからは、5月に諮問をさせていただき、正式に審議会としての審議をスタートさせていただいたということでございますが、まず引き続き前文についてご協議いただいた後、8月、10月の審議会におきましては、条例案要綱についてご審議いただいたところです。12月につきましては、前文の部分を合わせまして、全体を通してご議論いただき、今回第5回目というかたちで男女共同参画審議会における条例案要綱についてのご審議については、今回を一定の区切りとさせていただけたらと考えております。本日は、お手元の方に資料1としてお配りさせていただいております、(仮称)川西市男女共同参画条例(素案)要綱というかたちで事前に配付をさせていただいております。前回までにご議論いただきました内容を踏まえ改めた部分、更に、市の法制担当などとも協議をさせていただいて、事務局の方からご提案というかたちで修正をお願いしております部分もございます。それを後程ご説明させていただき、最終的にご意見を頂戴したいと考えております。今回ご意見を頂戴しました結果を踏まえ、答申というかたちで取りまとめをさせていただきまして、会長から市長へ答申をいただきます。その後、市議会の方にもご説明をさせていただき、ご意見を頂戴しました上でパブリックコメントを概ね1か月間くらい予定をしておりますけれども、パブリックコメントで更に市民の方からご意見をいただいた上で、更にその結果を市議会の方にもご説明申し上げ、こちらの審議会の方にも3月下旬を目途にパブリックコメントの結果などについてご説明をさせていただく予定としております。それではここからは高島会長に進行等お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【会長】 あけましておめでとうございます。それでは、協議事項1の川西市男女共同参画条例について議題といたします。事務局からご説明がありましたように、昨年度に2回、今年度は今日を含めまして5回の審議会を開催しました。皆さん本当に熱心にご協議に参加して頂いて、今日の資料にまとめられたわけですが、今日は最後になりますので、これまでの皆さんがそれぞれ思われた感想でも結構ですし、またお気付きの点がございましたら指摘していただいて、どうしたいと思いま

すかと聞いていきたいと思えます。いつも発言をアランダムにさせていただいていますが、今日はお一人一人順番に全体の資料をご覧になったところで見つけられた問題、引っかかった箇所や、なければ全体の感想を伺いたいと考えております。

では、まず事務局からご説明いただいでよろしいですか。

【事務局】 それでは資料1に基づいて説明させていただきます。前回の審議会におきまして、委員の皆さまからご指摘・ご意見を受けました点について、事務局の方で検討し修正を加えた部分に二重線を入れさせて頂いております。また、法制担当の方とも調整を行い、こちらの方で修正・変更を加えた部分については灰色の枠の方を入れさせて頂いております。また、文法的な細かい変更についての説明は省略させていただきます。ではまず、前文の修正した部分について説明させていただきます。段落分けについては、前文を3つに分けさせて頂きました。まず、第1段落目の3行目の「暮らし」という言葉が、前回は「くらし」と記載させて頂いていたものを漢字に修正しています。また、前回の審議会でご提案いただきましたように、第2段落目の最初の二重線「有形無形の財産を受け継ぎ、育みながら歴史を紡いできました。」と修正させて頂きました。次の「本日までの発展をとげて」を「本日までの発展を遂げて」と漢字へ変更しております。その下、「また」で続く接続後を修正し、前回の資料では「社会慣行が依然として存在し」となっておりますが、「社会慣行が根強く存在し」と修正しました。「多くの課題が残されています。」の前に、私たち自身の課題だということで「向き合うべき」という言葉を挿入しています。さらに、以下につきましては、前回の審議会におきまして、「女性がいきいきと暮らししていく社会を創造していくことが、結果として日本経済、地域経済の成長に繋がっていく」というような表現にというご指摘を受けまして、「女性が社会でいきいきと活躍することは、少子高齢化が加速し、人口が減少していく状況において、経済の活性化や地域活力の向上に大きな役割を有することになります。」と修正しています。第3段落におきまして、最初の「こうした状況を踏まえ」の続きに、「男女の区別なく誰もが」を挿入しております。また、「家庭・職場・学校・地域」にありました括弧を外しまして、「その他社会のあらゆる分野」という語句を挿入しております。この「その他社会のあらゆる分野」という語句につきましては、家庭・職場・学校・地域の4つのみに限定しているという指摘が事務局内の方でありましたので変更しました。次の二重線の部分、「ここに私たちは、様々な世代が集う中で、性別に関わりなく多様な価値観や生き方を認め合い、互いに尊重することを通じて」と、これは前回の審議会でご委員の皆さまから頂いたご意見がありましたので修正させて頂きました。前文についての変更点は以上になります。続きまして、条文の方に入ります。まず、2の定義で、⑦「ドメスティック・バイオレンス」の定義ですが、前回の資料では「配偶者または親しい関係」と記載しておりましたが、それを「交際相手など親密な関係」へと変更しております。次の⑧では、前回まで「性同一性障がい」と表記させて頂いておりましたが、この「害」という漢字の使用につきましては、法令用語については「害」を使用するという国の方針を受けまして、法制担当の方から修正が入ったため、変更させて頂いております。続いて解説の方では、⑦「ドメスティック・バイオレンス」についての部分ですが、この部分につきましても条文と合わせ、前回の「恋人」という表記は幼い感じがするというので、この部分も「交際相手」と修正しています。⑧「性同一性障がい」につきましては、「性別違和」に変更してはどうかというご提案をいただきました。審議会の後に直接その情報の発信元である公益社団法人日本精神神経学会の方に直接問い合わせをしたところ、ご担当の方から、「性同一性障がい」の訳語を「性別違和」に変更したことについて、「積極的に広げていくという段階にはまだ達していません」というお返事があり、日本精神神経学

会の中でも「性同一性障がい」の診断名や、または、そのような委員会名も現在存在していることなどについてお話していただきました。その回答を受けまして、川西市が先行して「性別違和」という診断名を使用することについてはどうなのかという事で、事務局の方でも検討した結果、記載方法としては参考の枠の中に入れるのみにさせていただきます。また、「性同一性障がい」の解説の中の「ジェンダー・アイデンティティ」の「ジェンダー」の解説につきましても、参考の中で記載させていただいております。前回の審議会において、ご指摘頂いておりましたようなジェンダーの解説よりはかなり簡単な説明になっております。この解説につきましても、あくまでも条例案要綱を市民の方に分かり易く理解していただく為のものであり、今後条例が制定された後により詳しい解説が必要となってくるのではと考えております。続いて、9の「積極的改善措置」の解説ですが、前回の審議会でご指摘を受けまして、二重線の部分ですが、「例えば審議会等で男性の比率が高い場合に女性委員を積極的に登用することや、昇進に際し、男女とも能力が同等であれば女性を昇進させるなどの措置を行って」と変更しております。続きまして、3の「基本理念」の条文につきましても、法制担当の方から指摘があり、文章に主語をいれています。前回の基本理念のところでは、「男女共同参画は次に掲げる事項を基本理念として推進する」という主語の無い文章でしたので、誰が主語かということをはっきり明記すべきという指摘を受けまして、「市、並びに市民、事業者、教育関係者、市民公益活動団体は次に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するものとする」と修正しております。続きまして、基本理念においてですが、1のところ「男女が個人としての尊厳が重んじられ、差別的取扱いを受けることなくそれぞれの能力を発揮する機会が確保されること。」と、「それぞれの」という言葉に変更しております。次の4、以前は「家族を構成する男女が」ということで記載させて頂いていたのですが、現在いろいろな人と人のつながりがある中で、家族を構成している男女のみに限定しているのではないかという意見がありました。解説も「ともに家族を構成する」という言葉について削除致しました。次ページに移っていただき、基本理念の解説について、6の「国際的な協調」について「本市においても、国や県の取組み、歩調を合わせながら情報収集に努め、取組みを進めることが重要です。」というように、より分かり易く修正を加えました。続きまして、条文9の「性別による権利侵害の禁止」について、(1)「何人も、社会のあらゆる分野において、性別による人権侵害や差別的取扱いを行ってはならない。」この文章の「人権侵害」という所について、(2)(3)(4)については個別の権利侵害についてはっきりと明示している中で、(1)の人権侵害は(2)(3)(4)の意味を大きく含んだような書き方で記載しておりましたので、ここは人権侵害という言葉がない方が意味的に通るのではないかという法制担当からの指摘を受けました。この部分は事務局の方で検討した結果、削除しております。次の条文10の「公衆に表示する情報に関する配慮」につきましても、法制担当の方より、憲法の表現の自由との兼ね合いについての質問がありましたので、「憲法に規定される表現の自由は尊重されるべきものであることから、配慮として理解を求めるものとなっています。」という事で、解説の方を付け加えさせていただきました。次は第2章に入りまして、17の「教育及び学習の機会」と18の「防災及び減災の分野における施策の推進」につきましても、前回の審議会の後にご意見をいただき、より丁寧な解説になるようにということで修正させていただきました。続きまして、19の「仕事と生活の調和の推進」につきましても、先程と同じく、「家族を構成する」という部分は削除しております。また、前回の審議会「ワーク・ライフ・バランス」という単語を使用しない方が良いのではというご意見をいただきましたが、元々、この「仕事と生活の調和」を意味する「ワーク・ライフ・バランス」という考え方の発祥自体がアメリカであると言われております。最初は仕事と子育てを意識しただけのものでしたが、仕事とそれ以外の生活の調和は、子どものいない女性や男性にと

っても重要と考えられる様になりました。それ以降、様々な国で取り入れられた考え方となり、日本にもこの考え方が入ってきた当時からワーク・ライフ・バランスという語句が使用されていたようですので、このまま使っていきたいと考えております。続きまして、条文の21「苦情及び相談への対応」は、前回の資料では、「市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」と施策を2つに分けて記載しておりましたが、市が実施している施策であれば、「男女共同参画の推進に関する施策」という1つの表現にまとめるべきではないかというご指摘を受けましたので、この表現については修正しております。条文及び解説の修正点につきましては以上です。よろしくお願い致します。

【会長】ありがとうございました。それでは、気付かれた箇所並びに何か意見があったらお話しく下さい。

【委員】時間的にあまり余裕がなかったにも関わらずよく前回の我々の意見を汲み取られて、文章化されたことに対して敬意を表したいと思います。ありがとうございました。気付いたことだけ述べさせていただきます。前文の最後の段落の二重線のところで、「互いに尊重することを通して」の方が良いのではないかなと思います。「通じて」ではなくて、「通して」という表現はこの中にも出てきていますので、「じ」を「し」にすると読み方も変わってしまいますが、それの方が良いかなと私自身は思いました。それから、10番の「公衆の表示する情報に関する配慮」の解説の網掛けのところで、網掛けの「配慮として理解を求めるものとなっています。」と書いていますが、最初何のことか分かりませんでした。「配慮」と言うのは表題の配慮のことを言っておられるのだなと、よく見たら分かりましたが。読んだだけではこの「配慮として」というのはちょっと分かりにくいという感じを持ちました。括弧をつけた方が良いのではないかなと思います。何回も読んでなるほどと思いました。それから、17と21の解説のところでは、主語は市であることが分かっていますが、他の解説を見ましたら、16は「市は」となっていますので、17の解説の2行目も「教育の場において、市は」と入れた方が主語述語がつながるのではないかなと思いました。それから同じことですが、21も主語を入れた方が良いのかなと素人目で思いました。21の解説の2行目の「市は関係機関と十分に連携を図り」、3行目の「また、必要がある時は市は」と。当然分かり切ったことですが、他の解説と比べてここに主語が無いのはやや不自然かなと思いました。以上です。

【会長】ありがとうございました。次の方どうぞ。

【委員】和製英語が訂正されていないのはとても悲しいなと国語の教師としては思います。

【会長】それでは次の方どうぞ。

【委員】資料の作成どうもありがとうございました。本当に疑問に思ったところも全部言わせていただきます。まず、前文ですが、3段落目の2行目で「家庭・職場・学校・地域・その他社会のあらゆる分野」という記述の仕方は法的な文章の中ではよくあるのかもしれませんが、「その他社会の」というのを入れるとちょっと漢字が並んでしまいますので、「など」でも良いのかなと思いました。「その他など」ですね。そして、3ページ目の定義の⑩「ワーク・ライフ・バランス」ですが、この「誰もが」というのが主語なのであれば2行目「調和が保たれ」になっているのですが、「調和

を保ち」の方が文法的に適切なのではないかと感じました。あと、前回気が付かなかったんですけど、定義が書かれていて、また定義の解説ということですね。普通であれば定義は定義を書いて終わるのかなと。定義は定義で完結するのが普通だと思うのですが、ここに解説があるという事で、市民は定義と解説の違いは何と思うのかなと、今さらながら思いました。あと、その次のページの点線で囲われている参考1、参考2のところ、ジェンダーの3つの意味を示していて、専門家などは理解すると思うんですけど、この(2)「社会的・文化的に形成された性差を意味する使い方」のところ、意味としましては、「歴史的な社会・文化の中で形成された男女の違いをジェンダーと言います」、これだけで市民は本当に理解できるのかなというところですね。もう少し細かな解説があっても良いのかなと。男らしさだとか女らしさだとかそういうものもちょっとあっても良いのかなと思いました。次のページですが、9番の「積極的改善措置」のところ、4行目ですが、「女性委員を積極的に登用することや、昇進に際し、男女の能力が同等であれば」とありますが、この「男女の能力が同等であれば」というのは「審議会においても男性の比率が高い場合には、男女の能力が同等であれば女性委員を積極的に登用することや」ということで、「女性を積極的に登用することや」の前にかかるのか、どうなのかなと。審議会で女性委員を登用する場合にどのような手続きがあるのかわかりませんが、「男女の能力が同等である」というのは前にかかるべきものなのかどうか。そして、細かいことですけど、基本理念の解説で③の1行目で「男女が政策や方針の立案及び決定に対等な立場で参画し、それぞれの視点から意見等を反映させる。」とあるんですが、この「等」は意見の他に何かあるのかなと。もしも無いのであれば「意見を反映させる。」で良いのかなと思いました。以上です。

【会長】 それでは次の方どうぞ。

【委員】 今日が最後という事で、色々ありがとうございます。あまり考えたことがなかったので、こういうものなんだと勉強になりました。1つだけ、あくまでも公に出て行くものということ踏まえて、基本理念の4番で、家族が家庭を形成するのではないかと認識しています。家庭って家族以外に多分無いのではないかと考えていまして、あくまでも家族を構成するから家庭があって、その中の調和を図りなさいという話かなと思います。次のページの4番の解説にも同様のことが書いてあり、家庭生活における活動というのは家族が行うものであるという認識なんです。これが正しいのか、公的な所に出ていって整合性が取れるかどうかという話だと思います。

【事務局】 家族を構成する男女というのを省いた意図は、ここに「家族を構成する」と入れてしまうと、「男女が」とつながっていますので、一般的に考えられる父親と母親がいるという家族の男女がという形だけでなく、例えばですが、父親がいてお子さんがいて2人で生活を営んでおられる方が、ちょっと離れて暮らしている両親の介護をする場合とか、そういった広い意味のことも含めた方が良いのではないかと考えました。ですので、実際に母子家庭・父子家庭も増えており、様々な家族構成がある中で、ここで「家族を構成する男女が」と謳ってしまうと、印象的に父親と母親が揃っているということが強く出るのではないかと考えました。

【委員】 お話は分かりますが、たぶんそれは別問題で、今一番世の中で困っているのはたぶん、母子家庭や父子家庭だと思います。それはそれでまた違う問題だと思うんですが、あくまでも家族というのは家庭、家庭を家族が構成しているっていうのは離れようが近かろうが変わらないと思うん

ですが。そうでないと市民は分かりません。家族の定義と家庭という定義がそういう関係であるというのが、私の勝手な認識なんです。たぶんここはそう書かないと成り立たないんじゃないかなと思います。では、この後ろの家庭っていう文言を取って、男女がこうやればと書けばよくて、家庭と書く以上は必ず家族を構成するのは当然必要なことです。たぶんここに「家族を構成する」って書いてなかったら逆に私は何とも思わなかったし、なぜ削除するのかと思います。

【事務局】確かにご意見はごもっともだと思いますが、この基本理念のところでは基本的にそのすべての部分、⑥を除いてすべての部分が「男女が」で始まっていますので、そこを整合を図ったところもございまして、敢えて「家族を構成する」と限定をしなくてはいけないのかということもございまして。幅広く男女がと書いて差し支えがなかったとすれば、そういう形で前後と整合を図るような形にさせていただけたらと思います。それと19番の「仕事と生活の調和と推進」の部分で、同様に、ここも敢えて「家族を構成する」という限定が不要なのではないかという所で同じように文言を外しているということもありますので、ここでの整合も図り、「家族を構成する」という言葉を削除させていただいた次第ということでご理解いただければと思います。

【委員】私は、説明で「家族」が色々な多様な形態があるというところから入ったので、そうじゃないんじゃないかと思いました。

【会長】次の方どうぞ。

【委員】本当に前回の話の部分でいくとまとまらない文章も、ニュアンスを汲んで頂いた文章になっているなと思います。特に2段落目の最後、「女性が社会でいきいきと活躍することは」という言葉を主語にして頂いている文章はとてもありがたいです。家庭という社会もあるし、地域という社会もあるし、職場という社会で女性がいきいき活躍することに重きを置いてという文章になっているのはとても嬉しく思っています。ただ、本当に言葉のニュアンスですが、前回もどう段落を分けるのかというような話があった時に、文言の最後を過去形にするのか現在進行形にするのかで随分文章の雰囲気が変わるなと思っています。1つの文言を変えてしまうと次の文章が繋がらないという事になるのですが、「私たちのまち川西は有形無形の財産を受け継ぎ、育みながら歴史を紡いできました」が過去形で良いのかなと。今も紡いでいますよねっていうところでは過去形で良いのかなということも文章の最後を触った方が良いのかなと。でもここで「紡いでいます。」となると、次の文章が「遂げてきました。」では、少しややこしくなるんですね。きっと起承転結という話題の中で、1番目で国際的な動きとともに、これは憲法のもとに作っていますよという1つの段落としてまとめてくださっている。川西のまちは、今までの歴史的な経過の中でこうです、と文章をまとめていただいているので、そういう段落なのであれば過去形で良いのかなと思っています。なので、そこをどうするのかというのが少し引っかかった部分です。そうしなければならないという思いはありません。文章のまとめ方として1番読みやすい状況を作っているのかなと思います。あと、先程から出ています「解説」で前回の時にも話題になりましたけど、パブリックコメントの為の解説という文章なので、計画となっていくときにはこれを全部乗せるわけではありませんという話だったので、そこは理解をしているのですが、それはここで話を聞いたから理解をしているのであって、これだけを見たときには、なぜ同じことを何回も書いているのかと市民の方は思うだろうと感じました。どこかに「これはパブリックコメントの為に、より市民の方に分か

っていただくように解説をつけて意見をいただくものです。」みたいなことが必要であるかなと思います。例えば、定義の中身とほぼ同じ文章がまた解説で書かれている。同じことを読むと、いらないと市民の方が思ってしまうのではないかと思うので、やはり良いパブリックコメントの意見をもろう為に更に説明を加えている解説ですということが、とても大事かなと思っています。本当に色々な方のご意見をいただいて条例案要綱ができていく時に、家庭生活という言葉でもそれぞれの受け取り方は違うんだというのは勉強になりましたし、そういうことも踏まえて意見をいただくというパブリックコメントだったということを改めて感じたというのは勉強になりました。本当にありがとうございます。以上です。

【会長】次の方どうぞ。

【委員】前回参加できなかったもので、前回のことを良く分からずにこれを読ませていただきました。今委員がおっしゃったように、定義と解説っていうのがお聞きしたい内容です。同じことが書いてあるという意味が分からなかったもので、なるほどそういうことかと今分かった次第です。最初始まった時に「市民に分かり易い条例を作る」という目標が基本的なことだったと思うんですが、今まで練ってきた成果が現れて、私のような素人でも順を追って読んでいけば分かるような書き方になっているなど感じながら読みました。私自身が提出させていただいた文や内容なども載っているので感慨深いなと思って読みました。以上です。

【会長】次の方どうぞ。

【委員】まず事務局にお礼申し上げたいと思います。特に読み易さっていうのは、前文は本当に小学校、中学校、高校の社会科の授業の中で読んで欲しいと思える読みやすさは出ていると思います。どうしても条例という形になると、事務局からお話があったように、やはりここでは使いにくいということがよく理解できるので、綺麗に、中々両立しにくい要望をまとめていただけているなと思います。あと、解説は確かにいきなりボンとくと読む気をなくされるかもしれない印象はありますけどね。出来たらたくさん読みたくないものなので、より分かり易くする為につけたものです、と投げかけをしていただけたらと思います。あと、前文に関して過去形か現在進行形かみたいな話ですが、「守り続けています」とか、どういう表現をするのかなとか、細かい所はあるのかなと思いますが、確かに皆さんが引っ掛かるとおっしゃるところは引っかかる理由がある。だけど引っかかることを直そうとするとまたバランスが崩れるところがあるだろうと思うので、特に私は細かい意見はここではあまり言いたくないと思います。ただ、またご検討いただいて、何か事務局の方で思うところがあれば修正等お願いしたいと思います。ありがとうございました。

【会長】次の方どうぞ。

【委員】本当に時間の無い中、年末に今回の資料が届いた時に、事務局の方が皆さんの意見をすべて集約された形で修正されていることに本当に感激致しました。事務局の方々、年末もご苦勞されて今まで来られたことに本当に敬意を表しましてお礼を申し上げます。ご苦勞様でございました。皆さんの仰っていることと同様で、特に触るところはないですけど、敢えて2点、私も最後の部分で、「私たちのまち川西…」のところですね。「遂げてきました」という表現ではなく「遂げるに至

っています。」みたいな表現にすれば少し現在形になるかなと。無理がありますけども。「…きました。…きました。」と来るので、後半は「遂げるに至っています。」と変えられるかなと思っていたところです。それと、私も最後の大きな段落で「家庭・職場・学校・地域」この後に「その他社会」と付くのが読みにくいかなと思います。「など」で誤解が招かれないのであればその方が良いと思います。あとは触る部分はないと思います。見やすく、それでいて川西らしさが出たものだと非常にうれしく思っております。本当に委員の皆さん方がものすごく熱心な貢献をされたと、非常に私も勉強になりましてありがたく思っております。以上です。

【会長】私が気付いたところは、前文のところの2段目の2行目ですが、「育みながら歴史を紡いできています。」でもいいと思います。それから「やさしい言葉」というのがこの審議会でもよく出たんですね。この第2段落のところの1番最後の行のところですけども、「有する」という言葉がありますね。「有する」って言葉は難しくないですか。参考の囲まれているところですけども、「生物学的な性別を意味する使い方」、この形態や機能の上から区別できる雌雄のこと、性別について、生物学ではジェンダーというのですか。男女共同参画の理念では、これはセックスではないでしょうか。

【事務局】これは、厚生労働省のジェンダーの解説に書いており、中学生が使う辞書でもジェンダーを調べましたが、こちらはこの通りに書いてありました。セックスは人間の性別みたいなことに主に使いますが、ジェンダーは生物学、学問の中で、動物とかも含めて使うとその辞書にも書いてありました。ジェンダーはもっと難しい辞書にはたくさんの意味が書いてあったのですが、簡単な意味でのジェンダーというところが出てきます。

【会長】ここで参考として出す以上は、なぜジェンダーという言葉がセックスという言葉と差異化して使われるようになったのかという話。生物学的な性別と区別してジェンダーという新しい概念でもって、現在の男女不平等な社会を切り崩していくという意味では、やはりセックスと対比的にジェンダーという言葉が生まれたわけです。ですからここではやはりセックスと書くべきだと思いますけど。セックスだけでは済まない人間の社会・文化的な影響で飾られた男女の在り方というのがジェンダーですが、今まではセックスだけだったし、そして今そのセックスがものすごく多様化しているんですね。ですからセックスという言葉を使った方が良いんじゃないですか。

【委員】そうですね、どうして辞書や厚生労働省でそういう説明が出てくるのか私も不思議ですが、学問的には、以前事務局に前回の審議会が終わってから性別についてこんな解説どうですかって案を出したんですが、「性別には」というところでセックスの説明としまして、「性器や性染色体の形などの生物学的身体的特徴によって規定される性別をセックスという。」ということで、お示しました。今まさに会長がおっしゃったことに関わってくるんですけど、要は体の特徴ですよ、性器の形だとか、性染色体の形に規定される雌雄がセックスと言うと、それが一般的な専門分野での理解ですので、この参考の中での説明だとジェンダーと分かりづらい。

【会長】男女共同参画の推進という課題から考えてみた場合には、セックスと違って男女の在り方という形がまた作られているという非常に社会文化的なバイアスを付けて作られている。それが問題だということですね。それがジェンダーです。そのジェンダーに対してわざわざ区別してセックスと言っているんですね。二項対立的な男女の在り方をセックスという言葉で差異化しているの。

【委員】言葉の観点から言えば、セックスというのは非常に直接的な言い方なんです。それを婉曲的にと言いますか、間接的に言う時にジェンダーと言うことはよくあります。私はネイティブの人がそう話しているのを聞いたことがありますし、そういう解説を放送などでもよく聞きます。ですから、1番に関わることをジェンダーというのは間違いではないと思います。直接的に、我々も日本語として使いにくいですが、セックスというのは、そういう時に1番の内容のことをジェンダーと言うことがあり、そういう意味で私は使われているんだと思います。

【委員】確かにセックスというと性交渉だとかそういう意味がすごく強い。ですけど、そうではないという意味でセックスというのが使われているので、ここで「生物学ではジェンダーと言います。」と言っても理解が難しいと思うんですね。では2番でもジェンダーと言います、となるとジェンダーには結局そういう2つが含まれるんですかということになりますね。実際にここに関しては議論があるんですけども、結局セックスとジェンダーって、どこまでがセックスでどこまでがジェンダーかという議論があり、ちょっと分かりづらいとは思いますが、最近性別のことを、どこまでがセックスでどこまでがジェンダーかという議論も踏まえて、セックスと言わない、区別しないですべてジェンダーと言ってしまうという動きもあるんですね。そちらの方が柔らかいということで、性交渉という意味合いを含まないニュアンスが出てくるので、そういう議論もあるんですが、この1番の書き方だと専門家間で一般的に理解されているのとはずいぶん違うと思いますね。

【会長】1番は削除してしまうかですね。ジェンダーだけの説明で、男性女性には社会的にバイアスのかかった役割がその社会にある。それが専門家は、これはセックスと差異化しますよね。

それから先ほど委員が出されていた問題で、家族を構成する男女について、一般的に家族は男女が基本的ですけど、家族と家庭っていうのは全然言葉の意味が違ってきますよね。私は家族を構成するっていうのを削除したら、「家庭生活」の「家庭」っていう言葉を取って「生活」だけで良いんじゃないですか。生活っていうのは何らかの色々な形の最も社会的な基礎集団ですよね、それが家族です。そこでの生活っていうのは1番最も身近な暮らしです。それは往々にして、一般的には男女で作られているんだけど、片親だけの家族だってあるんだし、男女が生活における活動と家庭というのを取ったらいいんじゃないですか。家庭生活っていうのは、生活についての形容語なんですよ。生活と家庭というのはわかっていることだから、生活と他のものとのバランスですけども。両立でいいと思いますけど。家庭生活は生活で良いと思いますね。生活に形容語を付けた。重大なことはそれで欠落することになるでしょうか。

【委員】「家庭」という言葉を取り、「家族を構成する」という言葉も取れば、何と何の両立なのかなど。

【会長】「家庭」って言葉が入っているから、委員がおっしゃったようにいろんな疑問が出てきたし、言葉を考えて直さなきゃいけないと。

【委員】「生活と仕事」の両立ということですか。

【会長】そうです。ワーク・ライフ・バランスです。

【委員】もう1つ、先程おっしゃいました「有する」というところで、「女性が社会でいきいきと活躍することは」が主語だから、「果たす」であればわかりやすいかと。

【会長】それの方が優しいですね。それでは事務局の方で今日出ました箇所を訂正して頂いて、これで市長へ答申致しましてからパブリックコメントにかけるといことでよろしいでしょうか。なにかこれだけ言っておきたいというようなことはないですか。こういう文章って、何か1つの言葉をいじると他のところもガタガタと積み木が壊れるみたいで怖いですよ。

【委員】「家庭生活」をここで削除すると他のところもありますか。例えば、定義の8番の性同一性障がいのところの「家庭生活及び社会生活」とか。ワーク・ライフ・バランス以外のところでも使っている箇所が多分あると思いますが。

【委員】言葉ってその人それぞれの取り方があると思います。だから家庭生活って言われても私はあまり違和感がないです、この文章を読んでも。だから、一人暮らしであろうと、誰か家族を持っていようと、例えばワークシェアリングみたいに誰かお友達と一緒に住んでいても、家の中での生活、自分の日常の生活は「家庭生活」と私は思っているのあまり違和感はないです。やはり人間として生きていく時に自分の、個人の生活と地域の生活と、職場であるとかの、この3つのトライアングルのバランスが良くないという今の状況がおかしいということだと思います。極端に個人の生活ばかり思っているもややこしいでしょうし、そのバランスの中で考えればこの4番のところの「家庭生活」って書かれている文言は全然違和感ないです。だから逆に、家庭生活・職場・地域、これを両立というよりも、みんなうまくいくようにワーク・ライフ・バランスですよっていうことの方が比較的みんなの中に入っているかなという印象ですね。先程事務局の方から、この「家族を構成する男女」の「家族を構成する」という文言を削除というのはとても理解をします。家族ってじゃあ何なのか、戸籍的な同居人であるとか、戸籍上の家族というのに限定しないで、これから本当にいろんな人たちが一緒に住む、同居するということも含めた中で、それが男女間であったりとか、男性同士であったりとか女性同士であるという意味も含めたパターンもあるというのは私たちの周りにも起こってきているので、男女がっていう部分では違和感がなかったです。これからパブリックコメントでいろんな人が本当に自分の理解と納得の中で読んだ時に色んな意見が出てくるっていうのは逆に楽しみにしています。それがあからこそ、きっと良いものに作り変えていってくれるだろうなって期待もあります。

【会長】「家庭」は別に入っても構わないと思います。家族は本当に多様化していますね。

【委員】すみません、先程委員の方から出ていた3枚目の「積極的改善措置」のところで、文章を少し前後入れ替えた方が良いという意見があったんですけど、私もそのことは少し意識してみる必要があると思いました。ジェンダーそのものを、女性を優先して、男性を後回しにするという、かなり極端に捉えている方たちもいます。その時に、この文章の中だけでいくと、男女の能力が同等であったら女性ばかりを昇進させてというところがクローズアップされるかなと思うので、文章の前後は少しやわらかくした方が良くないかなと思います。そういうことに過敏に反応される方もいるので。例えば、「男性の比率が高い所では積極的に」という事だけを読むと全然問題ないというところ

があるので、文章は少し触ってもらった方が誤解を招かなくて済むかなという印象を持ちました。

【委員】反対に「女性の比率が高い場合は男性を積極的に…」というのも追加した方が。この文章では女性だけを取り上げてありますので、「女性の比率が高い場合は男性を積極的に登用する」とか。

【委員】もともと男女共同参画がなぜこれを作らないといけないのかというスタートは、女性がかなり遅れた地位にいたので、そのための積極的改善措置です。そういうバランスの部分では議会の中でも、例えば今までは審議会の委員等でも男性が有利みたいなどころが多かったのが、やはりそれは如何なものかということを出始めているので、そのひっかかりはあまりないと思います。ただ、女性ばかりを昇進させないといけないというようなことを、ジェンダーだと思いついでるような中にはいるので。さっきのセックスと一緒になんですけども、ジェンダーと言う言葉にアレルギーがあるっていう方が結構いるんですよ。平等で対等だよっていうことが前提に無いと、同じような能力があるのになぜその比率が極端に違うのかということはあると思います。

【会長】ありがとうございました。前文のところでも下から3行目の文章ですが、「様々な世代が集う中で」という文言は、削除していいと思います。むしろ、性別に関わりなくというのが重要なので、この文章は削除してもいいと思ったのと、一番下の解説の中で、2行目「条例を制定するに至った経緯や社会的背景」を「社会・文化的背景」としていただきたい。「社会」っていうと制度や法律ですよね。「文化」っていうのは人間の意識ですよね。この意識が変わらなければどうにもならないです。ですから男女共同参画の推進は、最初は「意識の改革」を言ってきましたが、90年代の初めごろに意識の啓発ばかり言っても埒が明かないということで、制度・慣習というものを徹底的に変えていかなければいけないと転換した時期があるんですね。やはり社会制度と同時に人間の意識改革、文化を入れていただきたいと思います。それだけです。

【委員】ジェンダーという言葉ですが、ジェンダーアレルギーを持ってらっしゃる方もいると委員から聞いたので、余計に思ったんですが、それだったらジェンダーの英語の意味を正しくこの1番の「生物学的性別」を意味する言い方もあるんですよということを入れておくことは和製英語を作らないという意味で大事なんじゃないかなと思います。

【委員】そこに関連してですが、私もここが引っ掛かっていたので考えていたのですが、1番の生物学的性別にする使い方のところの説明としましては、「形態や機能の上から区別できる雌雄のこと（性別二型）」とありますが、これをセックスというふうに変えて、括弧を閉じて、「と同義的にジェンダーという言葉を使う事があります。」とすれば委員がおっしゃったこととここで関連してきますし、あと雌雄のことイコールそれはセックスと一般的には理解されているんだということがここで出てくると思うんですね。もう一回言うと、「形態や機能の上から区別できる雌雄のこと（セックス）と同義的にジェンダーという言葉を使うことがあります。」と。そして2番は「セックスと区別して、歴史的な社会・文化の中で形成された男女の違いをジェンダーと言います。」でも良いと思うんですけど、これでは市民は理解できないので、やはり女は女らしくという期待や、男は〇〇すべきという批判に基づいた役割を演じる存在として、そういうものをジェンダーという説明が無いと、これではちょっとわからないと思いますね。

【会長】その社会的に作られた「私」なんかはないって普通の人は思うわけですよ。自分は女性です、あるいは男性です、あるいは社会的に影響なんかを受けていないということが問題の発端ですね。だけど、実はほとんどは社会的に作られている。身体の方も非常に多様化している。やはり男性性と女性性、性分化疾患がありますからね。この間随分白熱の議論が出ましたよね。それでは、ありがとうございました。皆さん熱心に学びながら、お互いに啓発し合いながらできました。

【事務局】基本的には今ご議論いただきました男女共同参画条例（素案）要綱をそのまま答申というスタイルでさせていただきたいと考えておりますが、本日頂戴しましたご意見について、事務局のほうでもう一度検討させていただき、出来る限り皆様方のご意見を活かせるように修正をさせていただきたいと考えております。ただ、一部少し難しいということも出てくるかもしれませんが、その辺は申し訳ないですがご容赦いただきたいと予めお願いをしておきたいという点が1点と、その修正にあたりましては、事務局だけで修正をさせていただくと心もとないところがございますので、会長とご相談させていただいた上で修正をさせていただきたいと考えておりますが、その部分についてご一任をいただけますでしょうか。

（異議なし）

【会長】それでは次回の審議会の日程調整についてご説明をよろしくお願い致します。

【事務局】本日はご議論いただきましてありがとうございました。今申しましたとおり、会長と調整をさせていただき、答申としてまとめさせていただきたいと思っております。今後の予定としましては、答申がまとまった段階で会長から市長へ男女共同審議会の答申をお渡しいただくような段取りとさせていただきます。その後で、参画と協働のまちづくりの推進条例にもございます、市民からの意見を聞くパブリックコメントという制度がございますので、それに向けて手続きを進めていくわけですが、市議会の方にパブリックコメントをするということを報告させていただき、ご意見を賜ります。その後、1か月程度の期間を要するパブリックコメントで広く市民の方にご意見を頂くため、ホームページや公民館、市の関係機関の方で意見をいただく様式を掲示して手続きに入らせていただきたいと思います。答申をいただき、議員協議会を経た後に、2月の1か月程度、あるいは3月の中旬にかかろうかと思っておりますけど、パブリックコメントを実施し、頂いた意見をまた事務局の方で咀嚼させていただきまして、それを元にまた市議会の方で説明させていただきます。その段階で男女共同参画審議会を3月の中旬から下旬にかけてさせていただきたいと思っておりますので、その日程調整につきましては後日委員の皆さまの方に郵送等で行いますので、ご協力の方よろしくお願い致します。その日程調整に基づき、3月に開きます審議会でご承認いただき、結果を得たというかたちになります。皆さまの任期が3月末で満了を迎えるまでには完結するかたちになりまして、その後、市議会の方に条例として上程をさせていただき、流れになってまいろうかと思っております。また日程調整等委員の皆さまにおかれましてはよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

【会長】ありがとうございました。事務局の方に何かご質問ありますか。無いようでしたら、以上をもちまして本会は終了させていただきたいと思っております。

【事務局】本日も大変熱心なご議論をいただきまして本当にありがとうございました。本日いただいたご意見につきましては、事務局の方でも検討し、可能な限り最終の答申に反映させていただき、会長と協議をさせていただくというかたちで進めていきたいと思っております。答申書につきましても、皆さまに改めてご送付をさせていただきたいと考えております。今後、先程ご説明させていただきましたようなスケジュールで進めさせていただきます。本当に今回の答申のとりまとめにあたりましては、非常に熱心なご議論をいただき、事務局としても深く感謝致しております。どうもありがとうございました。それでは第5回川西市男女共同参画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。